

○白岡市契約規則

平成 28 年 4 月 1 日

規則第 22 号

白岡市契約規則（平成 9 年白岡町規則第 19 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 一般競争入札（第 2 条―第 16 条）
- 第 3 章 指名競争入札（第 17 条・第 18 条）
- 第 4 章 随意契約（第 19 条―第 22 条）
- 第 5 章 競り売り（第 23 条・第 24 条）
- 第 6 章 契約の締結（第 25 条―第 29 条）
- 第 7 章 契約の履行（第 30 条―第 37 条）
- 第 8 章 契約の解除（第 38 条―第 40 条）
- 第 9 章 監督及び検査（第 41 条―第 46 条）
- 第 10 章 雑則（第 47 条・第 48 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 市の契約に関する事務については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第 2 章 一般競争入札

（入札の参加排除）

第 2 条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号の一に該当すると認められる者があるときは、市長は、その者をその事実があった後 3 年以内において市長が定める期間、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（公告）

第 3 条 令第 167 条の 6 に規定する公告は、入札期日の 10 日前までに

掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、入札期日の５日前までに短縮することができる。

（公告する事項）

第４条 前条の公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- （１） 入札に付する事項
- （２） 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （３） 契約条項を示す場所
- （４） 入札の場所及び日時
- （５） 入札保証金に関する事項
- （６） 入札の無効に関する事項
- （７） その他必要と認める事項

（入札保証金）

第５条 令第１６７条の７に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に参加しようとする者の見積金額の１００分の５以上とする。

２ 入札保証金には、利子を付けないものとする。

３ 令第１６７条の７第２項に規定する担保は、次のとおりとする。

- （１） 国債又は地方債の証券
- （２） 鉄道債券その他政府の保証のある証券
- （３） 銀行等（銀行又は市長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条の金融機関をいう。））が振出し又は支払保証をした小切手
- （４） 銀行等が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
- （５） 銀行等に対する定期預金債権

４ 前項第１号及び第２号に掲げる証券は、無記名式とする。

５ 市長は、第３項第５号に掲げる定期預金債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

（小切手の現金化等）

第６条 前条第３項第３号に掲げる小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるとき

は、市長は、会計管理者をしてその取立て及びその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合にこれを準用する。

(担保の価値)

第7条 第5条第3項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に定めるところによる。

(1) 国債及び地方債 債権金額

(2) 鉄道債その他の政府の保証のある証券 額面金額又は登録金額
(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額

(3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額

(4) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額

(5) 銀行等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(6) 銀行等又は保証事業会社の保証 その保証する金額

(入札保証金の納付の減免)

第8条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で、その者が当該年度の前々年度の4月1日以後に国又は地方公共団体(公社を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が納付の必要がないと認めるとき。

2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

(入札保証金の還付等)

第9条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の者に対しては開札後落札者が決定した後これを還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

2 入札保証金は、落札者が契約を締結しないとき、市に帰属する。

(予定価格等)

第10条 市長は、一般競争入札に付する場合においては、その事項の価格を当該事項に関する設計図書等によって予定価格を定め、これを封書にし、開札の際これを開札場所に置くものとする。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

4 予定価格のほか必要があると認めたときは、低入札価格調査制度に係る調査基準価格又は最低制限価格を封書にし、開札場所に置くものとする。ただし、予定価格に併記した場合は、この限りでない。

(入札の手続)

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書に必要事項を記載し、記名の上、封筒に入れて、指定の場所及び日時までに市長に提出しなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、預り書の写しを入札書に添付しなければならない。

2 代理人をして一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加者の委任状を入札前に市長に提出しなければならない。

3 提出された入札書は、これを訂正し、又は引き換えることができない。

(令 3 規則 3 8 ・ 一部改正)

(入札の変更)

第 1 2 条 市長は、必要があると認めるとき又は天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、停止し、又は中止することができる。

2 市長は、入札に不正があると認めるときは、入札を取り消すことができる。

3 前 2 項の規定により入札を延期し、停止し、中止し、又は取り消した場合において、入札者が損失を受けることがあっても、市はその責を負わない。

(入札の無効)

第 1 3 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札金額を訂正した入札書を提出した者がした入札

(2) 入札に参加する資格のない者がした入札

(3) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札

(5) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(6) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(7) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札

(8) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札

(令 3 規則 3 8 ・ 一部改正)

(再度入札)

第 1 4 条 市長は、令第 1 6 7 条の 8 第 4 項の規定により再度入札を行うときは、開札後直ちにその場所において行うものとする。

(落札者決定の失効)

第 1 5 条 落札者を決定した場合において、当該契約締結の通知を受けた

日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失う。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この期間を延長することができる。

(再度公告入札の公告期間)

第16条 市長は、入札者又は落札者がいない場合（前条の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。）において、さらに一般競争入札に付するときは、第3条の規定にかかわらず、同条の公告期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(入札者の指名等)

第17条 市長は、指名競争入札に付する場合において、5人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、市長が認める場合は、入札者の指名数を減ずることができる。

2 市長は、前項の規定により入札者を指名したときは、当該入札者に対し、第4条第1号及び第3号から第7号までに規定する事項を通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第5条から第16条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第19条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約の手続き)

第20条 令第167条の2第1項第3号の規定により契約をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の名称及び概要
- (2) 契約の相手方の選定基準
- (3) 契約を締結する時期

2 市長は、前項の規定により契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の名称及び概要
 - (2) 契約の相手方の名称
 - (3) 契約金額
 - (4) 契約を締結した日
 - (5) 契約の相手方とした理由
- (見積書の徴取)

第21条 市長は、随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- (1) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- (2) 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
- (3) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (4) 5万円未満の物品を購入するとき。
- (5) その他市長が見積書を徴することが適当でないとする契約を締結するとき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として2人以上の相手方から徴さなければならない。

- (1) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- (2) 特殊な修繕をするとき。
- (3) 契約の内容の特殊性により契約の相手方が特定されるとき。
- (4) 災害等により緊急を要するとき。

(5) 5万円以下の物品の売払い、印刷製本、委託又は賃貸借を行うとき。

(6) 10万円以下の修繕を行うとき。

(7) その他契約の性質又は目的により市長が2人以上の相手方から見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第22条 第10条第2項及び第3項の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

第5章 競り売り

(競り売り)

第23条 市長は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、競り売りに付することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第24条 第2条から第9条までの規定は、競り売りについてこれを準用する。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第25条 市長は、一般競争入札、指名競争入札若しくは競り売りにより落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の当事者

(2) 契約の目的

(3) 契約金額

(4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所

(5) 契約保証金

(6) 契約金の支払の時期及び方法

(7) 前払金

(8) 部分払いの方法及び条件

(9) 解体工事に要する費用等

(1 0) 監督及び検査

(1 1) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(1 2) 危険負担

(1 3) ^{かし}瑕疵担保責任

(1 4) 契約に関する紛争の解決方法

(1 5) その他必要な事項

(契約書作成の省略)

第 2 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約でその契約金額が 5 0 万円を超えないとき。

(2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(3) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これらに類する物品を購入するとき。

2 市長は、前項第 1 号の規定により契約書の作成を省略する場合においては、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、受注書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第 2 7 条 令第 1 6 7 条の 1 6 第 1 項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上とする。

2 契約保証金には、利子を付けないものとする。

3 第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 6 条及び第 7 条の規定は、契約保証金に代えて担保を徴する場合にこれを準用する。

4 前項に定めるもののほか、契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証とし、担保の価値は、その保証する金額とす

る。

（契約保証金の納付の減免）

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

（１） 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２） 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（３） 契約金額が500万円未満で、令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合においてその者が当該年度の前々年度の4月1日以後に国又は地方公共団体（公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４） 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

（５） 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付されるとき。

（６） 損失補償契約、電気、水道又はガスの供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、試験研究、調査等の委託契約その他性質又は目的により契約保証金を納付させることが適当でない契約を締結したとき。

（７） 随意契約を締結する場合において、契約金額が200万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（８） 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

（契約保証金の還付等）

第29条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。

2 契約の変更により契約金額に減少があった場合において、契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

3 契約保証金は、契約上の義務を履行しないとき又は契約が解除されたとき市に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによるものとする。

第7章 契約の履行

(契約履行の届出)

第30条 契約の相手方は、当該契約を履行したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(履行期限の延長)

第31条 市長は、契約の相手方から天災その他やむを得ない理由によって、期限内に契約の履行ができないとして履行期限の延長の申出があったときは、その事実を確認し、履行期限を延長することができる。

(履行遅延における損害金)

第32条 市長は、契約の相手方（前条の規定により履行期限の延長を認められた者を除く。）が正当な理由なく契約の履行を遅延したときは、契約金額から請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額に相当する額を損害金として徴収するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第33条 契約から生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(前金払)

第34条 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事（同法第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下この条及び次条において同じ。）に要する経費

については、その請負代金の額の10分の4以内の額を前払金として支払うことができる。

2 前項の規定により前払金の支払をした工事については、その請負代金の額の10分の2以内の額を同項の範囲内で既に支払をした前払金に追加して前払金として支払うことができる。

3 前2項に規定する前金払の範囲は、1件の請負代金の額が500万円以上の建設に関する工事とし、前払金の額は、1億円を上限とし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 支出命令権者は、前項の前金払を受けようとする請負者があるときは、請求書に保証事業会社の保証証書を添えて提出させなければならない。

(令2規則18・全改)

(前払金の増減)

第35条 前払金の支払をした後において、工事の変更等の理由により請負代金の額に増減を生じた場合に、市長が必要と認めたときは、更改請負代金について前条で定めた率により算出した額と既支払前払金額との差額を増減することができる。

(令2規則18・追加)

(契約を解除した場合の差額支払)

第36条 前払金の支払を受けている工事の契約を解除した場合、既成部分で検査に合格したものがあるときはこれを市の所有とし、当該部分に対する市の支払金額は前払金との差額とする。

(令2規則18・追加)

(部分払の限度額)

第37条 市長は、工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の買入れその他の契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の規定による支払い金額は、工事又は製造その他の請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他の契約にあっては既納部分に対する代価を超えないものとする。ただし、性質上分離することができる工事又は製造における完済部分に対しては、

その代価の全額まで支払うことができる。

(令 2 規則 1 8・旧第 3 5 条繰下)

第 8 章 契約の解除

(契約の解除)

第 3 8 条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、当該職員の指揮監督に従わないとき又はその職務を妨害したとき。
- (4) その他契約事項に違反したとき。

(令 2 規則 1 8・旧第 3 6 条繰下)

(契約の相手方の解除権)

第 3 9 条 契約の相手方は、市長が契約に違反し、その違反によって履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

(令 2 規則 1 8・旧第 3 7 条繰下)

(契約解除の場合の権利の所属等)

第 4 0 条 市長は、第 3 6 条の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既済部分で、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 2 第 1 項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議のうえこれを市の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。前条の規定により、契約の相手方が契約を解除した場合においても、また同様とする。

(令 2 規則 1 8・旧第 3 8 条繰下)

第 9 章 監督及び検査

(監督及び検査の協力義務)

第 4 1 条 契約の相手方は、監督又は検査の円滑な実施を図るため、これに協力しなければならない。

(令 2 規則 1 8・旧第 3 9 条繰下)

(監督)

第42条 市長から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、工事又は製造その他の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行うものとする。

2 市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とするとき又はその他の理由により市の職員によって監督を行うことが困難であると認める場合においては、前項の監督を市の職員以外の者に委託して当該監督を行わせることができる。

(令2規則18・旧第40条繰下)

(検査)

第43条 市長から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）については、契約書、設計図書等に基づいて行うものとする。

2 検査職員は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、検査を行うものとする。

4 市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とするとき又はその他の理由により市の職員によって検査を行うことが困難であると認める場合においては、前3項に規定する検査を市の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができる。

(令2規則18・旧第41条繰下)

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第44条 令第167条の15第4項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

(令 2 規則 1 8・旧第 4 2 条繰下)

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第 4 5 条 検査職員又はその委任を受けた者の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員又はその委任を受けた者の職務と兼ねることができない。

(令 2 規則 1 8・旧第 4 3 条繰下)

(監督及び検査の委任)

第 4 6 条 前 5 条に定めるもののほか監督又は検査について必要な事項は、市長が別に定める。

(令 2 規則 1 8・旧第 4 4 条繰下)

第 1 0 章 雑則

(電磁的方法による入札に関する事務の特例)

第 4 7 条 この規則に定めるもののほか、電磁的方法により行う入札に関する事務については、市長が別に定める。

(令 2 規則 1 8・旧第 4 5 条繰下)

(その他)

第 4 8 条 この規則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、市長が定める。

(令 2 規則 1 8・旧第 4 6 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 3 1 日規則第 1 8 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 1 2 月 2 8 日規則第 3 8 号)

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 2 1 日規則第 7 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。